

発注情報詳細等

件名

「学校給食従事者検便検査委託」一式

(令和2年12月18日公表分)

横浜市教育委員会事務局人権健康教育部
健康教育課

発注情報詳細等 目次

学校給食従事者検便検査委託の入札について	1
発注情報詳細（物品・委託等）	2
設計書・仕様書等	3
委託契約書・約款等	31
質問書	43
公募型指名競争入札参加意向申出書	44
委託業務経歴書	45
入札書	46

学校給食従事者検便検査委託の入札について

横浜市教育委員会事務局
人権健康教育部健康教育課

1 競争入札に付する事項 別添設計図書のとおり

2 設計図書《仕様書》に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、設計図書等に質問があり回答を求める場合は、令和3年1月5日（火）午後5時00分（必着）までに、別紙「質問書」様式に準じて質問項目を健康教育課にファクシミリもしくは電子メールにより提出してください。併せて、提出の際には電話等で連絡くださるようお願いいたします。

(2) 質問書の提出先

横浜市教育委員会事務局人権健康教育部健康教育課 給食係 深瀬

ファクシミリ 045(681)1456

電子メールアドレス ky-kenkokyoiku@city.yokohama.jp

(3) 回答

令和3年1月12日（火）までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

(4) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札方法

(1) 入札及び開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

(2) 入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱いに注意してください。

(3) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。

(4) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。

(5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

4 契約手続きに関する問い合わせ先

健康教育課 給食係 深瀬 電話 045(671)4136（直通）

発注情報詳細（物品・委託等）

入札方法	入札書の持参による		
件名	学校給食従事者検便検査委託		
納入／履行場所	設計図書のとおり		
納入／履行期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
入札参加資格	営業種目	検査・測定	
	所在地区分	—	
	その他	<p>1 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>2 令和元・2年度一般競争入札有資格者名簿（物品委託）で、営業種目「検査・測定」を登録、かつ細目C「臨床検査」に該当する業者であること。</p> <p>3 入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p>	
提出書類	①公募型指名競争入札参加意向申出書 ②委託業務経歴書		
設計図書	3ページ以降		
入札参加申込締切日時	令和3年1月15日	午後5時00分	持参または郵送による
指名・非指名通知日	令和3年1月22日		
質疑締切日時	令和3年1月5日 午後5時00分	回答期限日	令和3年1月12日 午後5時00分
入札及び開札日時	令和2年1月29日 午後1時30分		
入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所18階 共用会議室 みなと5		
支払い条件	前金払い	しない	部分払い 4回
注意事項			
発注担当課	教育委員会事務局健康教育課 電話 045(671)4136		
契約担当課	教育委員会事務局健康教育課		

令和3年度 一般会計 歳出 第15款7項3目12節 委託費

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当 教育委員会事務局健康教育課 給食係 担当者 深瀬 電話 671-4136
----------	------	-----	---

設 計 書

1 委 託 名 学校給食従事者検便検査委託

2 履 行 場 所 受託者検査機関

3 履行期間 期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
 又は期限 期限 令和 年 月 日まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分、 場所)

7 委 託 概 要 各学校給食業務従事者の検便検査を行う。
検査内容 ①赤痢菌 ②サルモネラ ③腸管出血性大腸菌O157
④ノロウイルス

8 部 分 払

■する (4回以内)

□しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
検便検査 (赤痢、サルモネラ、O157)	令和3年 4～6月	(8,850)	件		
	令和3年 7～9月	(8,850)	件		
	令和3年 10～12月	(8,850)	件		
	令和4年 1～3月	(8,850)	件		
検便検査 (ノロウイルス)	令和3年4月 ～令和4年3 月	(80)	件		

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

* 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額 _____

内訳 業務価格 _____

消費税及び地方消費税相当額 _____

学校給食従事者検便検査委託仕様書

1 目的

この学校給食従事者検便検査委託業務は、関係法令及び学校給食衛生管理基準（文部科学省通達）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省通知）、横浜市学校給食衛生管理マニュアルに基づき、学校給食における食中毒の未然防止を図ることを目的とする。

受託業者（以下「乙」という。）は、上記の趣旨に鑑み、善良かつ誠意をもって業務を実施すること。

2 委託実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 検査対象

- (1) 別表1「検便検査対象学校一覧」に掲げる学校に所属する学校給食従事者（以下「従事者」という。）
- (2) 教育委員会事務局健康教育課（以下「甲」という。）が必要と認める者

4 委託内容

(1) 【定期検査】

赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌O-157の三項目について、検体到着後1週間以内に検査結果報告が可能な培養法等（遺伝子検査を併用した培養法も可。）による検査を毎月2回実施する。

(2) 【ノロウイルス検査】

ノロウイルスの検査について、甲が必要と認めた場合に、概ね便1g当たり 10^5 オーダーのノロウイルスを検出できる高感度の検査法（遺伝子型に限らない。）による検便検査を実施する。

5 実施内容

検便検査の検査日程、各学校への配付物の配付方法及び検便の提出については、検査項目ごとに次のとおりとする。

(1) 【定期検査について】

ア 検査日程

検査日程は、別表2「令和3年度 検便検査（細菌培養検査）検体提出日程表」に掲げる年間予定表に従うこと。但し、甲が必要と認めた場合は、臨時に実施すること。

イ 各学校への配付物

(ア) 乙は、検査依頼書、検査容器、検査容器を入れる個人袋及び検便を送付する封筒（以下「封筒」という。）等の検査実施に必要な配付物を、各学校に送付すること。

(イ) 配付物は年4回、4月から5月分、6月から7月分、8月から12月分、1月から3月分を各検査実施前に、次項の表に記載の時期に送付すること。この際、検体容器の使用期限が切れないよう留意し、通常の検査で必要となる数（必要数は別表1にある「見込検体数」の通り。）に追加して、次項の表の数以上の配付物を予備分として各学校に発送すること。年度中に各学校で不足が見込まれる場合には、各学校からの要求に基づき必要数を随時配付すること。なお、4月から5月分の検査実施分については、事前に甲と協議して決定すること。

また、表にある回数以外の配付を希望する場合は、事前に甲と協議すること。

【表】 配付物の数量及び配付時期について

		4月から5月分	6月から7月分	8月から12月分	1月から3月分
送付用の封筒 (通常分)	従事者数 3人未満	月2回分 ×2か月分	月2回 ×2か月分	月2回 ×5か月分	月2回 ×3か月分
	従事者数 3人以上				
個人送付用の封筒 (予備分)	従事者数 3人未満	従事者数分×2	従事者数分	従事者数分	不要
	従事者数 3人以上	従事者数分×2	従事者数分	従事者数分×2	従事者数分
検体容器等 (通常分)	従事者数 3人未満	従事者数 ×月2回分 ×2か月分	従事者数 ×月2回 ×2か月分	従事者数 ×月2回 ×5か月分	従事者数 ×月2回 ×3か月分
	従事者数 3人以上				
検体容器等 (予備分)	従事者数 3人未満	従事者数分	従事者数分	1個	1個
	従事者数 3人以上	従事者数分	従事者数分	3個	3個
配付時期		事前協議で決定	4月2回目検査 後、早急に実施	6月下旬	11月下旬

※「従事者数」とは、別表1にある「見込検体数」とする。

(ウ) 不要となった配付物は、必要に応じ乙が回収すること。回収方法は別途甲と協議すること。

(エ) 配付物の作成、各学校への配付及び回収に係る費用については乙の負担とする。

ウ 検便の提出

(ア) 検便の提出方法は郵送とし、5(1)イ(ア)の封筒により送付された検体について検査を実施すること。なお、検査は別表2にある提出期間に提出された検体について実施すること。

(イ) 新規の従事者、長期休業から復帰する従事者及び定期検査で陽性と判定され甲の指示により再検査を実施する従事者、その他甲が認める者の検体については、提出期間外であっても随時検体を受け付け、検査を実施すること。その際は、必ず甲と協議して決定すること。

(ウ) 検便の提出に係る費用（送料も含む）については乙の負担とする。

(2) 【ノロウイルス検査について】

ア 検査日程

甲が必要と認めた場合に検査を実施すること。

イ 配付物

(ア) 乙は、検査依頼書及び検査容器等の検査実施に必要な配付物を、甲の依頼に応じて、甲の指定した日に必要数を指定の学校に配付すること。

(イ) 不要となった配付物は、必要に応じ乙が回収し、回収方法は別途甲と協議すること。

(ウ) 配付物の作成、指定の学校への配付及び回収に係る費用については乙の負担とする。

ウ 検便の提出

(ア) 検便の提出方法は、検体の鮮度を保つため、冷凍状態を保持して送付（例として、日本郵便の「チルドゆうパック」による配送など。）することを基本として、具体的な方法は甲乙協議の上決定すること。

(イ) 検便の提出に係る費用（送料も含む）については乙の負担とする。

6 配付物の様式・形状

- (1) 検査依頼書は、学校単位で当該回の検便を実施した従事者の氏名及び職種を記入できるものとする。また、乙に提出する依頼書と同じ様式の学校控えを含めること。
- (2) 検査容器は、採便部分が綿棒状で内部に保存培地を保持し、かつ破損し難い材質のものを使用すること。容器内外には便が漏れ出したり、容易に変質したりしないような措置を施すこと。また、個人が判別できる形式とすること。
- (3) 検査容器を入れる個人袋は、容器内容物が見えず、便が漏れ出さない密封袋を使用すること。また、個人が判別できる形式とすること。
- (4) 封筒は、乙への送付先を附記したものとする。

7 検査結果の報告

- (1) 乙は定期検査の検査結果が陽性である者もしくは陽性が疑われる者について、甲に対して電話等で早急に報告すること。また、ノロウイルス検査の検査結果について、甲に対して電話等で早急に報告すること。
- (2) 乙は検便検査実施後の原則1週間以内に、検査対象者全員の検査結果について、甲に対して報告すること。甲への報告書はデータ又は書面とし、学校単位で受検者数、検体提出率が確認できるものとする。
- (3) (1) (2) のほかに、検便検査実施後の原則1週間以内に、陽性である者については、甲に対して個人単位で所属する学校、氏名、職業、検体受付日、検査報告日、受検した全ての検査結果をデータ又は書面で報告すること。検便未提出者については、甲に対して個人単位で所属する学校、氏名、職業をデータ又は書面で報告すること。
- (4) (1) (2) (3) のほかに、乙は、甲から依頼があった場合は、甲に検査結果をデータ又は書面で早急に報告すること。報告書は、学校単位又は個人単位で、所属する学校、氏名、職業、検体受付日、検査報告日、受検した全ての検査結果が確認できるものとする。
- (5) 検査結果の報告に係る費用については乙の負担とする。

8 資格証明書及び作業員名簿の提出

乙は、甲に対して契約締結後速やかに衛生検査所登録証明書の写し、この業務に係わる臨床検査技師・衛生検査技師の証明書の写しを提出すること。

9 検査依頼書及び検査方法等の明示

乙は、甲に対して契約締結後速やかに各学校への配付物の見本及び検査方法を明記した書類を提出すること。

10 個人情報保護に関する取扱いについて

本業務の履行に当たっては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこと。また、別紙2「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」に準拠して実施すること。

11 支払方法

支払回数は、年4回以内の部分払いとし、次によるものとする。なお、1円未満の端数は切り捨てるものとする。(部分払いする金額=単価×3か月毎に実施した検体数+消費税)

12 その他の事項

その他、疑義が生じた時は、その都度甲乙協議の上決定すること。

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
ツルミク [鶴見区 23校]							
スエヨシショウガッコウ 末吉小学校	230-0011	上末吉一丁目9-1	581-2244	585-9437	1	1	
イチバショウガッコウ 市場小学校	230-0004	元宮一丁目13-1	581-2107	581-9387	1	1	
イチバショウガッコウ 市場小学校けやき分校	230-0004	元宮二丁目5-29	580-0105	580-0135	1	1	
ウシオダショウガッコウ 潮田小学校	230-0037	向井町三丁目82-1	501-2129	507-0046	1	1	
ヒガシダイショウガッコウ 東台小学校	230-0018	東寺尾東台12-1	571-0812	585-9452	1	1	
アサヒショウガッコウ 旭小学校	230-0074	北寺尾四丁目25-1	581-4178	585-9453	1	1	
ナナムギショウガッコウ 生麦小学校	230-0052	生麦四丁目15-1	501-2270	507-0048	8	8	
トヨオカショウガッコウ 豊岡小学校	230-0062	豊岡町27-1	581-3248	585-9469	1	1	
シタノヤショウガッコウ 下野谷小学校	230-0047	下野谷町2-49	501-2312	507-0054	6	6	
イリフネショウガッコウ 入船小学校	230-0036	浜町一丁目1-1	501-3539	507-0056	8	8	
ツルミショウガッコウ 鶴見小学校	230-0051	鶴見中央三丁目19-1	521-9618	507-0058	1	1	
ヘイアンショウガッコウ 平安小学校	230-0031	平安町二丁目9-1	501-4244	507-0059	1	1	
キシヤショウガッコウ 岸谷小学校	230-0078	岸谷一丁目6-1	581-3301	585-9473	7	7	
ヤコウショウガッコウ 矢向小学校	230-0001	矢向三丁目8-1	581-4672	585-9476	1	1	
カミスエヨシショウガッコウ 上末吉小学校	230-0011	上末吉五丁目24-1	571-1616	585-9479	1	1	
シモスエヨシショウガッコウ 下末吉小学校	230-0012	下末吉二丁目25-6	581-2586	585-9484	7	7	
テラオショウガッコウ 寺尾小学校	230-0077	東寺尾五丁目19-1	581-7084	585-9486	1	1	
シオイリショウガッコウ 汐入小学校	230-0043	汐入町二丁目36	501-7862	507-0073	6	6	
ババショウガッコウ 馬場小学校	230-0076	馬場七丁目20-1	571-7777	585-9489	1	1	
コマオカショウガッコウ 駒岡小学校	230-0071	駒岡三丁目14-1	581-6263	585-9491	1	1	
シシガヤショウガッコウ 獅子ヶ谷小学校	230-0073	獅子ヶ谷一丁目19-1	575-3105	585-9492	1	1	
カミテラオショウガッコウ 上寺尾小学校	230-0076	馬場三丁目21-21	585-2961	585-9493	1	1	
シンツルミショウガッコウ 新鶴見小学校	230-0002	江ヶ崎町2-1	583-8915	583-8917	1	1	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
カナガワク [神奈川県 20校]							
コヤスショウガッコウ 子安小学校	221-0013	新子安一丁目36-1	421-0993	431-0198	1	1	
アオキシウガッコウ 青木小学校	221-0832	桐畑17	321-3350	320-0912	1	1	
カナガワショウガッコウ 神奈川小学校	221-0044	東神奈川二丁目35-1	441-5656	441-9895	8	8	
カミハシショウガッコウ 神橋小学校	221-0802	六角橋二丁目34-19	491-9493	491-9830	9	9	
フタツヤショウガッコウ 二谷小学校	221-0812	平川町11-1	491-8948	491-7983	10	10	
ウラシマショウガッコウ 浦島小学校	221-0062	浦島丘16	401-4437	431-0291	9	9	
キウイクエウエショウガッコウ (旧)池上小学校 (→菅田の丘小学校に統合)	221-0864	菅田町1393	471-9052	471-7918	6		4月1回目分のみ 配付(新年度から 「菅田の丘小学校」 に統合)
ユウガヤショウガッコウ 幸ヶ谷小学校	221-0051	幸ヶ谷1-1	441-3170	441-9896	1	1	
ミツザワショウガッコウ 三ツ沢小学校	221-0851	三ツ沢中町4-17	321-5861	320-0927	1	1	
シラハタショウガッコウ 白幡小学校	221-0075	白幡上町11-1	401-4779	431-0234	1	1	
サイトウブンショウガッコウ 斎藤分小学校	221-0811	斎藤分町34-1	491-8155	491-7821	4	4	
ニシテラオショウガッコウ 西寺尾小学校	221-0001	西寺尾二丁目5-1	431-1279	431-0179	7	7	
オオグチダイショウガッコウ 大口台小学校	221-0003	大口仲町460	421-7428	431-4528	6	6	
カンダイジショウガッコウ 神大寺小学校	221-0801	神大寺三丁目34-1	491-9478	491-7648	1	1	
ニシテラオダイニショウガッコウ 西寺尾第二小学校	221-0001	西寺尾二丁目15-1	421-4124	431-0326	9	9	
ナカマルショウガッコウ 中丸小学校	221-0801	神大寺三丁目17-1	491-8033	491-7589	10	10	
ハザワショウガッコウ 羽沢小学校	221-0863	羽沢町935	383-1909	381-7219	8	8	
スゲタ オカショウガッコウ 菅田の丘小学校 (旧:菅田小学校)	221-0864	菅田町674(予定)	472-5803 (予定)	472-9827 (予定)	5	10	旧「菅田小学校」及 び旧「池上小学校」 の統合校
ミナミカンダイジショウガッコウ 南神大寺小学校	221-0801	神大寺二丁目9-16	481-3066	481-9775	4	4	
モウトクベツシエンガッコウ 盲特別支援学校	221-0005	松見町1-26	431-1629	423-0284	13	13	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
ニシク [西区 9校]							
トベショウガッコウ 戸部小学校	220-0045	伊勢町2-115	231-4515	262-5016	8	8	
アズマショウガッコウ 東小学校	220-0033	東ヶ丘59	231-4846	262-5017	8	8	
ヒラヌマショウガッコウ 平沼小学校	220-0023	平沼二丁目11-36	322-1951	322-8251	1	1	
ミヤガヤショウガッコウ 宮谷小学校	220-0006	宮ヶ谷6-7	311-2468	311-4958	1	1	
イツボンマツショウガッコウ 一本松小学校	220-0046	西戸部町1-115	241-7034	262-5051	1	1	
ニシマエショウガッコウ 西前小学校	220-0051	中央二丁目27-7	323-1801	320-0934	8	8	
イナリダイショウガッコウ 稲荷台小学校	220-0053	藤棚町2-220	231-1822	262-5062	6	6	
センゲンダイショウガッコウ 浅間台小学校	220-0072	浅間台3-237	311-6648	311-9928	5	5	
ホンチョウショウガッコウ みなとみらい本町小学校	220-0011	高島一丁目2-3	451-1515	451-1511	7	7	
ナカク [中区 9校]							
キタカタショウガッコウ 北方小学校	231-0863	諏訪町29	621-2966	622-4392	1	1	
モトマチショウガッコウ 元街小学校	231-0862	山手町36	681-7810	662-5842	1	1	
ホンチョウショウガッコウ 本町小学校	231-0063	花咲町3-86	231-0141	262-5065	10	1	民間委託予定校
タテノショウガッコウ 立野小学校	231-0845	立野76	622-9381	622-4659	1	1	
オトリショウガッコウ 大鳥小学校	231-0806	本牧町1-251	621-7700	622-4694	11	11	
ヤマモトショウガッコウ 山元小学校	231-0851	山元町3-152	641-4857	663-2592	1	1	
マカドショウガッコウ 間門小学校	231-0825	本牧間門29-1	622-0005	622-5949	1	1	
ホンモクミナミショウガッコウ 本牧南小学校	231-0822	本牧元町44-1	622-5721	622-8398	1	1	
ホンモクショウガッコウ 本牧小学校	231-0827	本牧和田5-1	621-9097	622-8486	9	9	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
ミナミク コウ 〔南区 18校〕							
イシカワショウガッコウ 石川小学校	232-0033	中村町1-66	261-0743	262-5068	7	7	
オオオカショウガッコウ 大岡小学校	232-0054	大橋町3-49	711-0818	713-3563	1	1	
オオタショウガッコウ 太田小学校	232-0002	三春台42	231-6890	262-5077	5	5	
ミナミヨシダショウガッコウ 南吉田小学校	232-0022	高根町2-14	231-8082	262-5081	1	1	
ヒエショウガッコウ 日枝小学校	232-0013	山王町5-31	261-3764	262-5086	1	1	
ミナミオオタショウガッコウ 南太田小学校	232-0006	南太田一丁目17-1	731-9001	713-8129	1	1	
イトダケヤショウガッコウ 井土ヶ谷小学校	232-0051	井土ヶ谷上町2-1	741-5588	713-7957	1	1	
マイタショウガッコウ 蒔田小学校	232-0043	蒔田町1020	712-2300	713-3596	9	9	
ナカムラショウガッコウ 中村小学校	232-0033	中村町四丁目269-1	261-1985	262-5102	1	1	
ミナミショウガッコウ 南小学校	232-0063	中里一丁目6-16	731-0373	713-7954	7	7	
ナガタショウガッコウ 永田小学校	232-0071	永田北二丁目6-12	741-4515	713-7949	9	1	民間委託予定校
ムツカワショウガッコウ 六ツ川小学校	232-0066	六ツ川三丁目4-12	741-8709	713-7945	7	7	
フジノキショウガッコウ 藤の木小学校	232-0061	大岡四丁目10-1	731-0606	713-7916	1	1	
ナガタイショウガッコウ 永田台小学校	232-0075	永田みなみ台6-1	714-4277	713-3631	11	11	
ムツカワダイショウガッコウ 六ツ川台小学校	232-0066	六ツ川三丁目65-9	715-3077	713-3662	5	5	
ベッショショウガッコウ 別所小学校	232-0064	別所六丁目3-1	715-2973	713-4059	1	1	
ムツカワニシショウガッコウ 六ツ川西小学校	232-0066	六ツ川二丁目156-1	742-6301	743-2394	7	7	
ナカムラトクベツシエンガッコウ 中村特別支援学校	232-0033	中村町四丁目269-1	261-9863	261-9872	12	12	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
コウナンク 〔港南区 22校〕							
ヒノショウガッコウ 日野小学校	234-0051	日野七丁目11-1	842-1118	842-9213	7	7	
ナガノショウガッコウ 永野小学校	233-0012	上永谷二丁目21-10	843-8556	842-9143	1	1	
ヒシタショウガッコウ 日下小学校	234-0052	笹下三丁目9-1	843-7838	842-5463	10	10	
サクラオカショウガッコウ 桜岡小学校	233-0007	大久保一丁目6-43	842-2783	842-5425	1	1	
ミナミダイショウガッコウ 南台小学校	233-0003	港南五丁目6-1	842-1479	842-4362	1	1	
セリヤショウガッコウ 芹が谷小学校	233-0006	芹が谷三丁目32-1	822-4568	826-0653	1	1	
ヨシハラショウガッコウ 吉原小学校	234-0051	日野二丁目20-40	843-8143	842-3424	1	1	
シモナガヤショウガッコウ 下永谷小学校	233-0011	東永谷一丁目36-1	822-7344	826-0695	1	1	
カミオオカショウガッコウ 上大岡小学校	233-0001	上大岡東三丁目11-1	842-6161	842-2498	9	9	
セリガヤミナミショウガッコウ 芹が谷南小学校	233-0006	芹が谷四丁目22-1	823-6351	826-0946	7	7	
ヒギリヤマショウガッコウ 日限山小学校	233-0015	日限山二丁目16-1	841-6561	841-8793	1	1	
コウナンダイダイイチショウガッコウ 港南台第一小学校	234-0054	港南台六丁目7-1	832-0210	832-7771	1	1	
ヒノミナミショウガッコウ 日野南小学校	234-0055	日野南六丁目35-1	845-3037	845-9476	8	8	
シモノバショウガッコウ 下野庭小学校	234-0056	野庭町602	841-9488	841-6981	8	8	
ソウバヤマショウガッコウ 相武山小学校	233-0012	上永谷一丁目7-5	841-9289	841-6589	1	1	
ナガヤショウガッコウ 永谷小学校	233-0016	下永谷五丁目48-15	823-3341	826-1003	9	9	
コウナンダイダイニショウガッコウ 港南台第二小学校	234-0054	港南台五丁目4-1	831-7676	833-9742	8	8	
コウナンダイダイサンショウガッコウ 港南台第三小学校	234-0054	港南台二丁目14-1	833-0251	833-9204	6	6	
マルヤマダイショウガッコウ 丸山台小学校	233-0013	丸山台三丁目8-1	843-9631	844-4938	6	6	
ノバ 野庭すずかけ小学校	234-0056	野庭町346-2	842-3105	842-1661	5	5	
コツボショウガッコウ 小坪小学校	234-0054	港南台四丁目11-1	832-0617	833-9042	8	8	
コウナンダイ 港南台ひの特別支援学校	234-0054	港南台五丁目3-2	830-5826	830-5753	15	15	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
ホドガヤク [保土ヶ谷区 21校]							
ホシカワショウガッコウ 星川小学校	240-0006	星川三丁目18-1	332-2101	331-5052	7	7	
ホドガヤクショウガッコウ 保土ヶ谷小学校	240-0005	神戸町129-4	332-7095	332-7097	6	6	
カワシマショウガッコウ 川島小学校	240-0045	川島町1162	371-0757	381-7248	8	8	
イマイショウガッコウ 今井小学校	240-0035	今井町981-1	351-3392	351-7296	7	7	
カタビラショウガッコウ 帷子小学校	240-0001	川辺町65-1	335-5896	331-5109	4	4	
ミネショウガッコウ 峯小学校	240-0064	峰岡町1-10	331-5302	331-5226	9	9	
イワサキショウガッコウ 岩崎小学校	240-0015	岩崎町22-1	331-5123	331-5343	7	7	
フジミダイショウガッコウ 富士見台小学校	240-0023	岩井町307	741-4169	713-4034	1	1	
サクラダイショウガッコウ 桜台小学校	240-0011	桜ヶ丘一丁目13-1	341-6848	331-5418	11	11	
トキワダイショウガッコウ 常盤台小学校	240-0066	釜台町22-1	331-4808	331-5429	1	1	
カミスゲタサオカショウガッコウ 上菅田笹の丘小学校	240-0051	上菅田町1422	382-1161	381-7384	1	1	
ハツネオカショウガッコウ 初音が丘小学校	240-0031	藤塚町1-1	351-1201	351-7304	1	1	
ブコウショウガッコウ 仏向小学校	240-0044	仏向町845	332-1521	331-5554	7	7	
カミホシカワショウガッコウ 上星川小学校	240-0042	上星川町二丁目51-1	381-7227	381-7331	1	1	
アライショウガッコウ 新井小学校	240-0051	上菅田町1574-1	383-3455	381-7372	8	8	
サカモトショウガッコウ 坂本小学校	240-0043	坂本町6	332-4322	331-5582	1	1	
フジツカショウガッコウ 藤塚小学校	240-0036	新桜ヶ丘一丁目22-1	351-2314	351-7349	6	6	
セトガヤクショウガッコウ 瀬戸ヶ谷小学校	240-0024	瀬戸ヶ谷町243	713-8336	713-9749	1	1	
ゴンタザカショウガッコウ 権太坂小学校	240-0026	権太坂二丁目4-1	742-6311	743-2415	7	7	
トクベツシエンガッコウ ろう特別支援学校	240-0067	常盤台81-1	335-0411	333-4807	8	8	
カミスゲタトクベツシエンガッコウ 上菅田特別支援学校	240-0051	上菅田町462	382-0420	382-0413	12	12	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
アサヒク [旭区 26校]							
フタマタガワショウガッコウ 二俣川小学校	241-0821	二俣川一丁目33	364-5151	364-5159	1	1	
イチサワショウガッコウ 市沢小学校	241-0014	市沢町781	373-4511	381-7402	6	6	
シラネショウガッコウ 白根小学校	241-0004	中白根一丁目9-1	951-2276	951-1206	1	1	
ツオカショウガッコウ 都岡小学校	241-0805	都岡町4-8	951-2347	951-1211	8	8	
キボウガオカショウガッコウ 希望ヶ丘小学校	241-0825	中希望が丘124	391-0117	391-0118	1	1	
ツルガミネショウガッコウ 鶴ヶ峰小学校	241-0022	鶴ヶ峰一丁目42	373-6732	381-7405	1	1	
ホンジュクショウガッコウ 本宿小学校	241-0023	本宿町16	363-8000	363-8060	1	1	
マキハラショウガッコウ 万騎が原小学校	241-0834	大池町66	351-5648	351-7364	11	11	
イマジクショウガッコウ 今宿小学校	241-0032	今宿東町829	951-2240	951-1240	1	1	
ヒガシキボウガオカショウガッコウ 東希望が丘小学校	241-0826	東希望が丘155	364-8282	364-8257	1	1	
カミカワイショウガッコウ 上川井小学校	241-0802	上川井町2913	921-2369	922-6512	5	5	
オカショウガッコウ さちが丘小学校	241-0822	さちが丘110-1	361-0777	361-0787	1	1	
ササノダイショウガッコウ 笹野台小学校	241-0816	笹野台四丁目48-1	362-0450	362-0401	1	1	
ナカザワショウガッコウ 中沢小学校	241-0814	中沢三丁目25-1	361-5886	361-6969	1	1	
シキモリショウガッコウ 四季の森小学校	241-0001	上白根町901	952-1585	951-1264	4	4	
カワイショウガッコウ 川井小学校	241-0804	川井宿町32-2	953-0005	951-1269	1	1	
フドウマルショウガッコウ 不動丸小学校	241-0005	白根三丁目33-1	953-2303	951-1291	1	1	
カミシラネショウガッコウ 上白根小学校	241-0002	上白根二丁目45-1	953-4737	951-1294	1	1	
ミナミホンジュクショウガッコウ 南本宿小学校	241-0833	南本宿町79	351-3383	352-6403	8	8	
サコイヤマショウガッコウ 左近山小学校	241-0831	左近山1997-2	351-7856	351-7398	1	1	
ナカオショウガッコウ 中尾小学校	241-0815	中尾一丁目8-1	364-9700	364-9705	8	8	
ゼンブショウガッコウ 善部小学校	241-0823	善部町4-1	364-5155	364-5164	9	9	
イマジクミナシショウガッコウ 今宿南小学校	241-0034	今宿南町1879-2	955-0765	951-1311	6	6	
ワカバダイショウガッコウ 若葉台小学校	241-0801	若葉台二丁目14-1	921-5245	922-6096	10	10	
ワカバダイトクベツシエンガッコウ 若葉台特別支援学校	241-0801	若葉台二丁目1-1	923-1300	923-1305	12	12	
サコイヤマトクベツシエンガッコウ 左近山特別支援学校	241-0831	左近山1011-2	352-1580	352-1582	1	1	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
イソコク [磯子区 16校]							
イソゴショウガッコウ 磯子小学校	235-0015	久木町11-1	751-0765	753-4394	9	1	民間委託予定校
スギタショウガッコウ 杉田小学校	235-0033	杉田一丁目8-1	771-0649	772-4796	1	1	
ネギシショウガッコウ 根岸小学校	235-0007	西町2-46	751-6723	755-0649	1	1	
タキガシラショウガッコウ 滝頭小学校	235-0011	丸山二丁目25-1	751-0344	761-9392	9	1	民間委託予定校
ハマショウガッコウ 浜小学校	235-0019	磯子台23-1	761-0171	761-9409	1	1	
ビョウブガウラショウガッコウ 屏風浦小学校	235-0023	森三丁目11-1	761-2001	761-9413	11	11	
バイリンショウガッコウ 梅林小学校	235-0033	杉田五丁目13-1	773-0341	772-4862	8	8	
オカムラショウガッコウ 岡村小学校	235-0021	岡村四丁目7-1	752-3443	754-6397	7	7	
シオミダイショウガッコウ 汐見台小学校	235-0022	汐見台三丁目6	761-1561	754-6409	1	1	
ヨウコウダイダイイチショウガッコウ 洋光台第一小学校	235-0045	洋光台一丁目4-1	833-0015	834-3925	9	1	民間委託予定校
ヨウコウダイダイニショウガッコウ 洋光台第二小学校	235-0045	洋光台四丁目15-1	833-1271	834-3895	1	1	
サトショウガッコウ さわの里小学校	235-0042	上中里町548	773-1211	772-4875	9	9	
ヨウコウダイダイサンショウガッコウ 洋光台第三小学校	235-0045	洋光台二丁目4-1	833-1200	834-3892	6	6	
ヨウコウダイダイヨンショウガッコウ 洋光台第四小学校	235-0045	洋光台六丁目6-1	833-1203	834-3843	8	8	
モリヒガシショウガッコウ 森東小学校	235-0023	森一丁目4	752-1432	754-6429	6	6	
サンノウダイショウガッコウ 山王台小学校	235-0016	磯子五丁目2-1	755-1107	754-6467	6	6	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
カナザワク [金沢区 22校]							
カナザワショウガッコウ 金沢小学校	236-0022	町屋町26-26	781-2402	701-1046	1	1	
ムツウラショウガッコウ 六浦小学校	236-0031	六浦三丁目11-1	782-5331	701-4603	1	1	
カマリヤショウガッコウ 釜利谷小学校	236-0042	釜利谷東六丁目37-1	781-2468	701-4794	8	8	
トミオカショウガッコウ 富岡小学校	236-0052	富岡西七丁目13-1	773-2440	772-9542	1	1	
ダイドウショウガッコウ 大道小学校	236-0035	大道二丁目3-1	781-2423	701-4796	1	1	
ハッケイショウガッコウ 八景小学校	236-0021	泥亀一丁目21-2	781-2434	701-4870	9	9	
ブンコショウガッコウ 文庫小学校	236-0014	寺前二丁目21-7	781-3368	701-4873	1	1	
セガサキショウガッコウ 瀬ヶ崎小学校	236-0037	六浦東三丁目2-1	781-2446	701-4892	7	7	
ニシバショウガッコウ 西柴小学校	236-0017	西柴四丁目23-1	783-1182	701-5014	1	1	
ニシトミオカショウガッコウ 西富岡小学校	236-0052	富岡西五丁目49-1	772-1791	773-6794	10	10	
アサヒナショウガッコウ 朝比奈小学校	236-0033	東朝比奈二丁目53-1	783-4130	701-8042	6	6	
ニシカナザワガクエンショウガクブ 西金沢学園小学部	236-0046	釜利谷西四丁目19-1	784-0921	701-8045	10	10	義務教育学校
タカフネダイショウガッコウ 高舟台小学校	236-0044	高舟台一丁目35-1	783-8012	701-9816	7	7	
ナミキダイイチショウガッコウ 並木第一小学校	236-0005	並木一丁目7-1	774-0521	773-6948	8	8	
カマリヤヒガシショウガッコウ 釜利谷東小学校	236-0042	釜利谷東二丁目12-1	783-9398	701-9817	1	1	
ナミキチュウオウショウガッコウ 並木中央小学校	236-0005	並木一丁目25-1	771-5102	773-9014	7	7	
ナミキダイヨンショウガッコウ 並木第四小学校	236-0005	並木三丁目10-1	701-3506	701-9890	1	1	
ノウケンダイショウガッコウ 能見台小学校	236-0057	能見台三丁目32-1	771-8771	773-9029	12	12	
カマリヤミナミショウガッコウ 釜利谷南小学校	236-0045	釜利谷南四丁目12-1	782-3630	783-6049	8	8	
コダショウガッコウ 小田小学校	236-0052	富岡西一丁目69-1	775-3011	773-9347	1	1	
ムツウラミナミショウガッコウ 六浦南小学校	236-0032	六浦町1395-8	785-3244	783-6984	9	9	
ノウケンダイミナミショウガッコウ 能見台南小学校	236-0057	能見台六丁目3-1	785-3408	785-3420	1	1	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
コウホクク [港北区 27校]							
ヒヨシダイショウガッコウ 日吉台小学校	223-0062	日吉本町一丁目34-21	561-2042	561-8094	1	1	
タカタショウガッコウ 高田小学校	223-0063	高田町1774	591-0700	591-2169	8	8	
ニッタショウガッコウ 新田小学校	223-0056	新吉田町3226-1	591-0106	591-0946	1	1	
オオツナショウガッコウ 大綱小学校	222-0031	大倉山四丁目2-1	542-0027	541-3646	1	1	
シロサトショウガッコウ 城郷小学校	222-0035	鳥山町814	471-9202	471-7498	1	1	
コウホクショウガッコウ 港北小学校	222-0011	菊名二丁目15-1	431-8493	431-3319	1	1	
ツナシマショウガッコウ 綱島小学校	223-0053	綱島西三丁目11-1	542-0005	542-4039	1	1	
ククナショウガッコウ 菊名小学校	222-0011	菊名五丁目18-1	401-9423	431-1563	1	1	
シノハラショウガッコウ 篠原小学校	222-0022	篠原東三丁目27-1	401-9532	431-9538	1	1	
シモダショウガッコウ 下田小学校	223-0064	下田町四丁目10-1	561-2688	561-8394	1	1	
オオソネショウガッコウ 大曽根小学校	222-0003	大曽根二丁目31-1	542-1785	541-0949	1	1	
ヒヨシミナショウガッコウ 日吉南小学校	223-0062	日吉本町四丁目2-6	561-7300	561-8459	1	1	
シノハラニシショウガッコウ 篠原西小学校	222-0026	篠原町1241-1	431-1413	431-0413	1	1	
シンヨシダショウガッコウ 新吉田小学校	223-0056	新吉田東六丁目44-1	542-4814	541-5254	1	1	
ツナシマヒガシショウガッコウ 綱島東小学校	223-0052	綱島東三丁目1-30	542-0448	541-3209	1	1	
モロオカショウガッコウ 師岡小学校	222-0002	師岡町986	542-5805	541-0974	1	1	
ヤガミショウガッコウ 矢上小学校	223-0061	日吉三丁目23-1	563-6500	561-8945	1	1	
コマバヤシショウガッコウ 駒林小学校	223-0062	日吉本町二丁目51-1	563-3185	561-8589	7	7	
タカタヒガシショウガッコウ 高田東小学校	223-0065	高田東二丁目33-1	542-8777	541-4419	7	7	
フトオショウガッコウ 太尾小学校	222-0031	大倉山七丁目34-1	541-7651	541-2198	1	1	
ニッパショウガッコウ 新羽小学校	223-0057	新羽町1452-2	543-8871	543-2915	1	1	
キタツナシマショウガッコウ 北綱島小学校	223-0053	綱島西五丁目14-40	542-1638	542-4409	1	1	
シンヨシダダイニショウガッコウ 新吉田第二小学校	223-0056	新吉田町491-1	592-6905	592-5394	9	9	
マメドショウガッコウ 大豆戸小学校	222-0032	大豆戸町759	543-7911	543-4197	11	11	
コヅクエショウガッコウ 小机小学校	222-0036	小机町1382-10	472-8591	472-9582	1	1	
ミノワショウガッコウ 箕輪小学校	223-0051	箕輪町二丁目7-1	565-1150	565-1152	1	1	
キタツナシマトクベツシエンガッコウ 北綱島特別支援学校	223-0053	綱島西五丁目14-54	545-0126	545-0146	16	16	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
ミドリク コウ [緑区 16校]							
ヤマシタシヨウガッコウ 山下小学校	226-0021	北八朔町1865-3	931-2219	932-6292	8	8	
ナガツタシヨウガッコウ 長津田小学校	226-0026	長津田町2330	981-0155	983-1493	1	1	
カモイシヨウガッコウ 鴨居小学校	226-0003	鴨居四丁目7-15	931-2073	934-3498	7	7	
ニイハルシヨウガッコウ 新治小学校	226-0017	新治町768	931-2061	934-2985	8	8	
モリノダイシヨウガッコウ 森の台小学校	226-0029	森の台13-1	931-2047	934-4289	1	1	
トオカイチバシヨウガッコウ 十日市場小学校	226-0025	十日市場町1392-1	981-0420	983-1694	1	1	
ミホシヨウガッコウ 三保小学校	226-0015	三保町1867	931-1026	937-0429	1	1	
タケヤマシヨウガッコウ 竹山小学校	226-0005	竹山三丁目1-16	932-6394	931-9249	6	6	
ナガツタダイニシヨウガッコウ 長津田第二小学校	226-0026	長津田町2469-3	984-3620	983-5502	1	1	
ヒガシホンゴウシヨウガッコウ 東本郷小学校	226-0002	東本郷五丁目40-1	472-5766	472-9550	1	1	
カミヤマシヨウガッコウ 上山小学校	226-0012	上山二丁目5-1	933-5501	937-0894	8	8	
ミドリシヨウガッコウ 緑小学校	226-0003	鴨居五丁目19-1	932-6262	937-0968	1	1	
キリ オカガクエンシヨウガクブ 霧が丘学園小学部	226-0016	霧が丘四丁目3	921-8002	922-6409	1	1	義務教育学校
いぶき野小学校	226-0028	いぶき野14-1	985-4701	983-5876	1	1	
ナカヤマシヨウガッコウ 中山小学校	226-0011	中山四丁目16-1	931-8660	931-8663	1	1	
ヤマシタ ダイシヨウガッコウ 山下みどり台小学校	226-0021	北八朔町2031-3	937-0947	929-1487	8	8	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
アオバク [青葉区 30校]							
クロガネショウガッコウ 鉄小学校	225-0025	鉄町427	971-4016	971-6458	4	4	
ヤマトショウガッコウ 谷本小学校	227-0043	藤が丘一丁目55-10	973-7109	972-2896	8	8	
タナショウガッコウ 田奈小学校	227-0064	田奈町51-13	981-0009	981-9743	1	1	
ヤマウチショウガッコウ 山内小学校	225-0003	新石川一丁目20-1	911-0003	913-1372	1	1	
ナラショウガッコウ 奈良小学校	227-0036	奈良町1541-2	962-1063	961-1409	1	1	
オカショウガッコウ つつじが丘小学校	227-0055	つつじが丘34	981-7117	983-4548	8	8	
ウツク オカショウガッコウ 美しが丘小学校	225-0002	美しが丘二丁目29	901-3408	902-0842	7	7	
アオバダイショウガッコウ 青葉台小学校	227-0061	桜台47	983-1061	983-4919	1	1	
エノキ オカショウガッコウ 榎が丘小学校	227-0063	榎が丘29	983-1067	983-5284	1	1	
ノショウガッコウ もえぎ野小学校	227-0044	もえぎ野16	973-4044	973-9624	1	1	
モトシカワショウガッコウ 元石川小学校	225-0002	美しが丘四丁目31-1	902-1821	904-4509	11	11	
ダイショウガッコウ みたけ台小学校	227-0047	みたけ台18	971-9921	972-4266	1	1	
フジ オカショウガッコウ 藤が丘小学校	227-0043	藤が丘二丁目30-3	971-4121	972-5348	1	1	
ウツク オカヒガシショウガッコウ 美しが丘東小学校	225-0002	美しが丘二丁目25	901-0931	904-4906	1	1	
イチガオショウガッコウ 市ケ尾小学校	225-0024	市ケ尾町1632-1	973-5722	972-5495	1	1	
ケンザンショウガッコウ 嶮山小学校	225-0021	すすき野一丁目6-4	902-7161	904-4254	8	8	
ノダイイチショウガッコウ あざみ野第一小学校	225-0011	あざみ野四丁目6-1	902-7152	904-1338	1	1	
カモシダダイイチショウガッコウ 鴨志田第一小学校	227-0033	鴨志田町805-6	962-2750	961-1469	7	7	
ヒガシイチガオショウガッコウ 東市ケ尾小学校	225-0024	市ケ尾町519	973-2590	972-5728	1	1	
ノダイニショウガッコウ あざみ野第二小学校	225-0011	あざみ野三丁目29-3	902-4866	904-1076	9	9	
カモシダミドリショウガッコウ 鴨志田緑小学校	227-0033	鴨志田町532	962-2261	961-1549	7	7	
エコダショウガッコウ 荏子田小学校	225-0005	荏子田三丁目8-9	901-3331	904-1341	7	7	
オンダショウガッコウ 恩田小学校	227-0034	桂台二丁目36	961-7651	961-6014	9	9	
シンシカワショウガッコウ 新石川小学校	225-0003	新石川三丁目12-1	911-6281	912-4892	1	1	
オカショウガッコウ さつきが丘小学校	227-0053	さつきが丘8	974-1091	972-6874	1	1	
エダニショウガッコウ 荏田西小学校	225-0014	荏田西四丁目5-1	911-4481	913-0122	1	1	
カツラショウガッコウ 桂小学校	227-0034	桂台一丁目4	961-7211	961-7175	8	8	
クロスダショウガッコウ 黒須田小学校	225-0022	黒須田34-1	972-0755	972-0722	1	1	
ナラ オカショウガッコウ 奈良の丘小学校	227-0038	奈良二丁目29-1	962-5391	962-5426	1	1	
ウツク オカニショウガッコウ 美しが丘西小学校	225-0001	美しが丘西二丁目48-1	902-0450	902-0452	1	1	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
ツヅキク 〔都筑区 22校〕							
ナカガワショウガッコウ 中川小学校	224-0014	牛久保東二丁目21-1	591-3540	591-8064	1	1	
カチダショウガッコウ 勝田小学校	224-0034	勝田町266	592-3612	592-9542	1	1	
ヤマタショウガッコウ 山田小学校	224-0023	東山田三丁目29-1	592-3615	592-9642	8	8	
オカショウガッコウ すみれが丘小学校	224-0013	すみれが丘34	592-0035	592-9769	8	8	
チガサキショウガッコウ 茅ヶ崎小学校	224-0037	茅ヶ崎南一丁目11-1	942-2444	942-9742	1	1	
ナカガワニシショウガッコウ 中川西小学校	224-0001	中川一丁目3-1	912-1286	912-3795	1	1	
ツダショウガッコウ 都田小学校	224-0053	池辺町2831	941-2049	942-8942	8	8	
カワフショウガッコウ 川和小学校	224-0057	川和町1463	931-2272	934-4423	9	9	
オリモトショウガッコウ 折本小学校	224-0043	折本町1321	942-6664	942-4970	1	1	
エダショウガッコウ 荏田小学校	224-0008	荏田南町694	911-0149	913-1461	4	4	
ツダニシショウガッコウ 都田西小学校	224-0053	池辺町2452-1	933-7652	937-0964	1	1	
エダヒガシダイイチショウガッコウ 荏田東第一小学校	224-0006	荏田東三丁目5-1	941-7630	942-9464	9	9	
エダミナシショウガッコウ 荏田南小学校	224-0007	荏田南二丁目5-2	942-1040	942-8792	1	1	
カワフヒガシショウガッコウ 川和東小学校	224-0051	富士見が丘21-2	942-8130	942-9941	1	1	
ツヅキショウガッコウ 都筑小学校	224-0001	中川六丁目2-1	913-6871	913-6875	1	1	
ミナミヤマタショウガッコウ 南山田小学校	224-0029	南山田二丁目27-1	593-9491	593-9493	1	1	
チガサキダイショウガッコウ 茅ヶ崎台小学校	224-0063	長坂13-1	942-8510	942-9943	1	1	
キタヤマタショウガッコウ 北山田小学校	224-0021	北山田五丁目14-1	592-0061	592-0066	10	10	
オカショウガッコウ つづきの丘小学校	224-0006	荏田東一丁目22-1	944-3461	944-3463	7	7	
ヒガシヤマタショウガッコウ 東山田小学校	224-0023	東山田一丁目4-1	594-4851	594-4853	1	1	
チガサキヒガシショウガッコウ 茅ヶ崎東小学校	224-0033	茅ヶ崎東二丁目11-1	943-0802	943-0804	1	1	
ウシクボショウガッコウ 牛久保小学校	224-0012	牛久保一丁目23-1	912-5700	912-5785	1	1	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
トツカク [戸塚区 28校]							
トツカシヨウガッコウ 戸塚小学校	244-0003	戸塚町132	881-0049	881-9804	1	1	
カワカミシヨウガッコウ 川上小学校	245-0052	秋葉町203-2	811-9345	811-5961	7	7	
タイシヨウシヨウガッコウ 大正小学校	245-0063	原宿四丁目17-1	851-0756	851-2093	7	7	
ヒガシトツカシヨウガッコウ 東戸塚小学校	244-0817	吉田町88	871-1055	861-3538	1	1	
グミサワシヨウガッコウ 汲沢小学校	245-0061	汲沢三丁目6-1	864-8698	861-2059	9	9	
サカイギシヨウガッコウ 境木小学校	244-0802	平戸三丁目48-1	822-8670	826-1050	1	1	
カワカミキタシヨウガッコウ 川上北小学校	244-0805	川上町63-1	822-0845	826-1175	1	1	
カシオシヨウガッコウ 柏尾小学校	244-0812	柏尾町1317	822-0277	826-1808	1	1	
コスズメシヨウガッコウ 小雀小学校	244-0004	小雀町1845	851-1808	853-0218	8	8	
ヤベシヨウガッコウ 矢部小学校	244-0002	矢部町1698	871-3408	862-2106	1	1	
ミナミトツカシヨウガッコウ 南戸塚小学校	244-0003	戸塚町2790-3	881-8669	862-1351	1	1	
ヒラドシヨウガッコウ 平戸小学校	244-0803	平戸町542	821-2329	826-2005	1	1	
フカヤシヨウガッコウ 深谷小学校	245-0067	深谷町1688-2	852-0211	853-0314	4	4	
ヒガシグミサワシヨウガッコウ 東汲沢小学校	245-0061	汲沢一丁目16-1	861-5531	861-6039	7	7	
ナセシヨウガッコウ 名瀬小学校	245-0051	名瀬町776	811-8101	812-2165	1	1	
ヒラドダイシヨウガッコウ 平戸台小学校	244-0803	平戸町1165	824-4351	826-2007	5	5	
トリオカシヨウガッコウ 鳥が丘小学校	244-0001	鳥が丘53	864-5131	861-5212	1	1	
ミナマイオカシヨウガッコウ 南舞岡小学校	244-0814	南舞岡四丁目15-1	823-4120	826-2030	7	7	
カミヤベシヨウガッコウ 上矢部小学校	245-0053	上矢部町1463-4	812-3720	812-6029	1	1	
シナノシヨウガッコウ 品濃小学校	244-0801	品濃町504-1	824-0651	826-2183	1	1	
アキバシヨウガッコウ 秋葉小学校	245-0052	秋葉町392-1	811-6771	812-2915	1	1	
ヒガシマタノシヨウガッコウ 東俣野小学校	245-0065	東俣野町1103-1	852-6103	852-0293	9	9	
マイオカシヨウガッコウ 舞岡小学校	244-0813	舞岡町534	824-7327	826-2227	7	7	
クラダシヨウガッコウ 倉田小学校	244-0816	上倉田町1426-6	862-3280	862-1445	8	8	
ヒガシシナノシヨウガッコウ 東品濃小学校	244-0801	品濃町559	824-5831	826-2251	9	9	
シモゴウシヨウガッコウ 下郷小学校	244-0003	戸塚町2447-2	862-3826	862-3832	1	1	
ヨコハマフカヤダイシヨウガッコウ 横浜深谷台小学校	245-0067	深谷町1312-1	852-0463	853-1026	7	7	
ヒガシマタノクベツシエンガッコウ 東俣野特別支援学校	245-0065	東俣野町1103-1	851-9631	851-9632	12	12	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以降)	備考
サカエク コウ 〔栄区 15校〕							
トヨダシヨウガッコウ 豊田小学校	244-0841	長沼町125-4	881-0275	862-2041	1	1	
ホンゴウシヨウガッコウ 本郷小学校	247-0015	中野町16-1	891-6813	893-4598	1	1	
ニシホンゴウシヨウガッコウ 西本郷小学校	247-0007	小菅ヶ谷二丁目22-1	892-2559	894-9745	11	11	
センシヨウシヨウガッコウ 千秀小学校	244-0844	田谷町1832	851-6950	853-0782	10	10	
イジマシヨウガッコウ 飯島小学校	244-0842	飯島町771-2	861-1636	861-8217	2	2	
カツラダイシヨウガッコウ 桂台小学校	247-0033	桂台南一丁目1-1	891-8020	894-9384	7	7	
ホンゴウダイシヨウガッコウ 本郷台小学校	247-0008	本郷台一丁目6-1	893-4010	894-6795	1	1	
コスガヤシヨウガッコウ 小菅ヶ谷小学校	247-0008	本郷台四丁目31-1	893-1218	894-2145	1	1	
クデンシヨウガッコウ 公田小学校	247-0014	公田町354-3	891-5518	895-4199	6	6	
シヨウドシヨウガッコウ 庄戸小学校	247-0022	庄戸一丁目15-1	894-0757	895-6947	7	7	
カミゴシヨウガッコウ 上郷小学校	247-0026	犬山町6-1	894-0761	895-6193	8	8	
コヤマダイシヨウガッコウ 小山台小学校	247-0002	小山台一丁目15-1	894-5451	895-5692	5	5	
カサマシヨウガッコウ 笠間小学校	247-0006	笠間三丁目28-1	892-6602	891-9549	1	1	
サクライシヨウガッコウ 桜井小学校	247-0013	上郷町242-2	893-0140	892-9276	9	9	
ホンゴウトクベツシエンガッコウ 本郷特別支援学校	247-0007	小菅ヶ谷三丁目37-12	894-2952	894-2954	1	1	
イズミク コウ 〔泉区 16校〕							
ナカワダシヨウガッコウ 中和田小学校	245-0023	和泉中央南四丁目9-1	802-2453	801-2743	1	1	
オカヅシヨウガッコウ 岡津小学校	245-0003	岡津町2311	811-4104	812-4586	11	11	
ナカダシヨウガッコウ 中田小学校	245-0014	中田南四丁目4-1	802-1902	801-2744	1	1	
ナカワダミナミシヨウガッコウ 中和田南小学校	245-0016	和泉町987	802-0979	801-2753	8	8	
カミイイダシヨウガッコウ 上飯田小学校	245-0018	上飯田町1331	802-3545	801-2758	8	8	
ヒガシナカダシヨウガッコウ 東中田小学校	245-0013	中田東四丁目43-1	802-0511	801-4089	1	1	
シンバシヨウガッコウ 新橋小学校	245-0009	新橋町909	811-2550	812-4071	1	1	
イズミシヨウガッコウ 和泉小学校	245-0024	和泉中央北一丁目31-13	803-0023	801-7967	8	8	
シモイズミシヨウガッコウ 下和泉小学校	245-0016	和泉町1436	803-6301	804-2602	7	7	
クズノシヨウガッコウ 葛野小学校	245-0014	中田南五丁目15-1	803-6401	804-4592	8	8	
イズミノシヨウガッコウ いずみ野小学校	245-0016	和泉町6211	804-0771	804-7936	8	8	
イセヤマシヨウガッコウ 伊勢山小学校	245-0023	和泉中央南二丁目27-1	804-1691	805-4096	6	6	
リョクエンヒガシシヨウガッコウ 緑園東小学校	245-0002	緑園五丁目28	811-6710	812-5894	1	1	
リョクエンニシシヨウガッコウ 緑園西小学校	245-0002	緑園三丁目39	811-6030	811-0744	8	8	
ニシオカシヨウガッコウ 西が岡小学校	245-0006	西が岡三丁目12-11	814-3603	814-3372	1	1	
イイダキタ シヨウガッコウ 飯田北いちよう小学校	245-0018	上飯田町3795	802-3441	805-4017	6	6	

学校名	郵便番号	所在地	電話	Fax	見込検体数 (4月1回目)	見込検体数 (4月2回目以 降)	備考
セヤク コウ 〔瀬谷区 11校〕							
セ ヤ ショウガッコウ 瀬谷小学校	246-0013	相沢四丁目1-1	301-1025	301-1054	1	1	
ハラ ショウガッコウ 原小学校	246-0023	阿久和東四丁目33-1	362-2020	362-2133	1	1	
カミセ ヤ ショウガッコウ 上瀬谷小学校	246-0003	瀬谷町7140	301-0097	301-0079	1	1	
ミツキョウ ショウガッコウ 三ツ境小学校	246-0022	三ツ境157	391-5068	391-5046	1	1	
ミナミセ ヤ ショウガッコウ 南瀬谷小学校	246-0034	南瀬谷一丁目1-1	301-0101	301-0106	1	1	
フタ バシ ショウガッコウ 二ツ橋小学校	246-0021	二ツ橋町507	364-5122	364-5144	9	9	
セ ヤ ダイニ ショウガッコウ 瀬谷第二小学校	246-0037	橋戸二丁目41-1	301-0400	301-0405	1	1	
アイザワ ショウガッコウ 相沢小学校	246-0013	相沢二丁目56-1	301-0365	301-0364	8	8	
ダイモン ショウガッコウ 大門小学校	246-0015	本郷三丁目47-5	302-5631	302-5671	1	1	
セ ヤ ショウガッコウ 瀬谷さくら小学校	246-0035	下瀬谷三丁目58-1	303-0803	303-0864	9	9	
ア ク ワ ショウガッコウ 阿久和小学校	246-0026	阿久和南四丁目8-2	364-2612	364-2618	1	1	
キョウイク イン カイジ ム キョク 〔教育委員会事務局〕							
キョウイク イン カイケン コウ キョウイク カ 教育委員会健康教育課	231-0005	中区本町6-50-10	671-4136	681-1456	6	6	
シンサイ ヲウ ショク イン トウ ヨ ビン (新採用職員等予備分)					34		新年度新規採用者 (栄養職員、調理員 等)分として配付
ゴウ ケイ 合 計					1547	1471	

注意事項

1. 検査対象となる給食調理従事者数は「見込検体数」と同数が基本となるが、傷病等や職員の離職による件数減や、職員の新規雇用等による件数増となる場合がある。
2. 給食室改修工事が行われる学校については、ドライ改修予定校は約8か月間、セミドライ改修予定校は約3か月間給食を実施しないため、検査件数が一時的に減る場合がある。(実施予定校は調整中)
3. 備考欄の「委託予定校」は、令和3年度予算が議決されることを停止条件として、調理業務の委託実施の場合は、「見込検体数(4月2回目以降)」欄のとおりとする。なお、4月1回目分の検査容器等必要物の配付は、「見込検体数(4月1回目)」欄のとおりとする。
4. 統合予定の1校(菅田の丘小学校)は、4月1回目分の検体数は「見込検体数(4月1回目)」欄のとおりとする。
4月2回目以降は、「見込検体数(4月2回目以降)」欄のとおりのものとする(予定)。
また、旧池上小学校についても、「見込検体数(4月1回目以降)」欄のとおり検査容器等必要物を用意する。
5. 教育委員会事務局について、教育委員会健康教育課の他に別途、4月1回目分のみ予備分を用意する。
(予備分配付対象者は、4月2回目以降は配属先から提出予定。)

令和 3 年度 検便検査（細菌培養検査）検体提出日程表

【全 区 共 通】

月	提出期間（土・日曜、祝日は除く）
令和 3 年 4 月	1 回目：4 月 1 日（木）～ 5 日（月） 2 回目：4 月 20 日（火）～ 22 日（木）
5 月	1 回目：5 月 10 日（月）～ 12 日（水） 2 回目：5 月 25 日（火）～ 27 日（木）
6 月	1 回目：6 月 8 日（火）～ 10 日（木） 2 回目：6 月 22 日（火）～ 24 日（木）
7 月	1 回目：7 月 6 日（火）～ 8 日（木） 2 回目：7 月 19 日（月）～ 22 日（木） ※19 日（月）または 22 日（木）のどちらかの日が祝日の予定。
8 月	1 回目：8 月 3 日（火）～ 5 日（木） 2 回目：8 月 17 日（火）～ 19 日（木）
9 月	1 回目：9 月 7 日（火）～ 9 日（木） 2 回目：9 月 21 日（火）～ 24 日（金）
10 月	1 回目：10 月 5 日（火）～ 7 日（木） 2 回目：10 月 19 日（火）～ 21 日（木）
11 月	1 回目：11 月 2 日（火）～ 5 日（金） 2 回目：11 月 16 日（火）～ 18 日（木）
12 月	1 回目：12 月 7 日（火）～ 9 日（木） 2 回目：12 月 21 日（火）～ 23 日（木）
令和 4 年 1 月	1 回目：1 月 5 日（水）～ 7 日（金） 2 回目：1 月 18 日（火）～ 20 日（木）
2 月	1 回目：2 月 1 日（火）～ 3 日（木） 2 回目：2 月 15 日（火）～ 17 日（木）
3 月	1 回目：3 月 1 日（火）～ 3 日（木） 2 回目：3 月 15 日（火）～ 17 日（木）

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

委託契約書

収入印紙添付 欄 (抜粋)	
100万円以下	20円
200万円以下	40円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千円以下	1万円
5千円以下	2万円
1億円以下	6万円
5億円以下	10万円
10億円以下	20万円

- 1 委託名 学校給食従事者検便検査委託
- 2 履行場所 受託者検査期間
- 3 契約期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

4 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

免税業者

- 5 契約区分 確定契約 [前金払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
 概算契約 [概算払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
- 6 部分払 しない する (4回以内)
- 7 部分払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 8 分割払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 9 部分払又は分割払の基準表

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
検便検査 (赤痢、カモネ、 O-157)	4～6月	(8,850)	件		
	7～9月	(8,850)	件		
	10～12月	(8,850)	件		
	1～3月	(8,850)	件		
検便検査 (ノロウイルス)	4～3月	(80)	件		

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

- 10 委託代金の支払場所 横浜市指定金融機関 (市庁内) 横浜市水道局出納取扱金融機関 横浜市交通局出納取扱金融機関
- 11 契約保証金 免除 _____ 円
- 12 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 _____ とは、おのの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項 (特約条項がある場合、それを含む。) によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市

契約事務受任者
横浜市 教育次長

Ⓧ

受託者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

Ⓧ

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

- 委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- (着手届出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- (権利義務の譲渡等の制限)
- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (著作権の譲渡等)
- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

- 5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。
- 3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

- 5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

- 2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

- 3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し、委託者が行う、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の

履行の内容の変更を伴わないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
 - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき

(2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき

(3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に關する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、間（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

質 問 書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
商号又は名称
担 当 部 署
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

契約番号

契約件名 学校給食従事者検便検査委託

上記件名にかかる仕様（設計）書の内容等について、次のとおり質問します。

項目（ページ数等）	質 問 内 容

（注意）仕様（設計）書の内容等について質問がある場合は、「調達公告」又は「発注情報詳細」に記載された、質問締切日時までにこの用紙に質問内容を記載し、教育委員会事務局健康教育課へ電子メールで送信すること（特定調達に係る案件を除く）。

なお、送信した場合は送信した旨を健康教育課へ必ず電話で連絡すること。

詳細は http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toiawase_jouken3.html

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 令和2年12月18日

種目名 検査・測定

	契約番号	件名
1	—	学校給食従事者検便検査委託
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

（注意）種目別に提出してください。

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

委 託 業 務 経 歴 書

横浜市契約事務受任者

業者コード

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約番号 _____ 件名 学校給食従事者検便検査委託

※一般競争入札の場合は、契約番号又は公告番号を記入してください。

上記案件について、次のとおり委託業務経歴があります。

注 文 者	受 注 区 分	件 名	業 務 内 容	契 約 金 額 (千円)	履 行 期 間
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

(注意) 1 案件ごとに提出してください。

2 設計図書に基づく業務又はこれと同種の業務について、完了したものを記載してください。

なお、注文者は、官公庁・民間を問いません。

3 下請業務等については注文者は元請者を記載し、その下に発注者を（ ）で記載してください。その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。

入札（見積）書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 学校給食従事者検便検査委託

(注意)

入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。

- 1 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 2 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。